

## 事業復活支援金に関する確認事項

申請者名：\_\_\_\_\_

※事前に「宣誓・同意書」をお手元にご用意し、記入ください。

### 売上減少の要因について確認

復活支援金の給付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している必要があります。以下の項目で申請時にマイページ上で選択する予定の項目を選択してください。

#### 1. 需要の減少による影響

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少。
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少。
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少。
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少。
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少。
- ⑥顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少。

#### 2. 供給の制約による影響

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難。
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約。
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約。

### 給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解して頂いているかの確認

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさない。

- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的に当てはまらない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさない。

<補足>

- ・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要。
  - ・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
- 事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象とならない。
  - 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外である。
  - 今後、事業を継続及び立て直しをする意思がない。または、取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさない。
  - 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要がある。
  - 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがある。
  - 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

※誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のHPに掲載されている『事業復活支援金の詳細について』という資料を必ず全て読んでください。